

定期報告告示改正への対応について（令和7年7月1日施行）

定期調査・検査項目の重複の解消や合理化を図っています

①建築設備等への対応

- ・「換気設備」「排煙設備」「可動式防煙壁」「非常用の照明装置」の作動の状況
- ・「換気設備」「非常用の照明装置」の妨げとなる物品の放置の状況

の検査項目の確認は引き続き、特定建築物定期報告の調査（3年毎）で実施することとしています。

【国の改正】

特定建築物定期調査	建築設備定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

【滋賀県での対応】

特定建築物定期調査	建築設備定期検査
設置	
作動	
物品の放置	

②防火設備への対応

常時閉鎖防火設備に係る検査項目の確認は引き続き、特定建築物定期報告の調査（3年毎）で実施することとしましたのでご注意ください。（随時閉鎖防火設備についての変更はありません）

【国の改正】

特定建築物定期調査 (常時閉鎖防火扉)	防火設備定期検査	
	常時閉鎖防火扉	随時閉鎖防火扉
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化、損傷	劣化、損傷	劣化、損傷
作動	作動	作動
		連動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

【滋賀県での対応】

特定建築物定期調査 (常時閉鎖防火扉)	防火設備定期検査	
	常時閉鎖防火扉	随時閉鎖防火扉
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化、損傷	劣化、損傷	劣化、損傷
作動	作動	作動
		連動機構
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	

※なお、特定建築物定期報告の調査で実施する建築設備等、防火設備¹⁾の検査項目・検査方法等については、滋賀県建築基準法等施行細則において定めていますので、各検査項目において実施してください。

1) 防火設備定期報告の検査(1年毎)における防火設備は除く

その他知事が必要と認める
図書を新たに定めています
ので滋賀県ホームページ
からご確認ください。



滋賀県 定期報告 様式

検索



●お問い合わせ先（特定行政庁については各市の建築指導担当課にお問い合わせください）

所在地	担当部局	連絡先
栗東市・野洲市 湖南市・甲賀市 竜王町・日野町	甲賀土木事務所 管理調整課	0748-63-6163
米原市・愛荘町 豊郷町・甲良町 多賀町	湖東土木事務所 管理調整課	0749-27-2250
高島市	高島土木事務所 管理調整課	0740-22-6046
滋賀県 (上記市町に限る)	交通まちづくり部 建築開発課	077-528-4258